

次期「大阪市高齢者保健福祉計画・
介護保険事業計画」の策定について

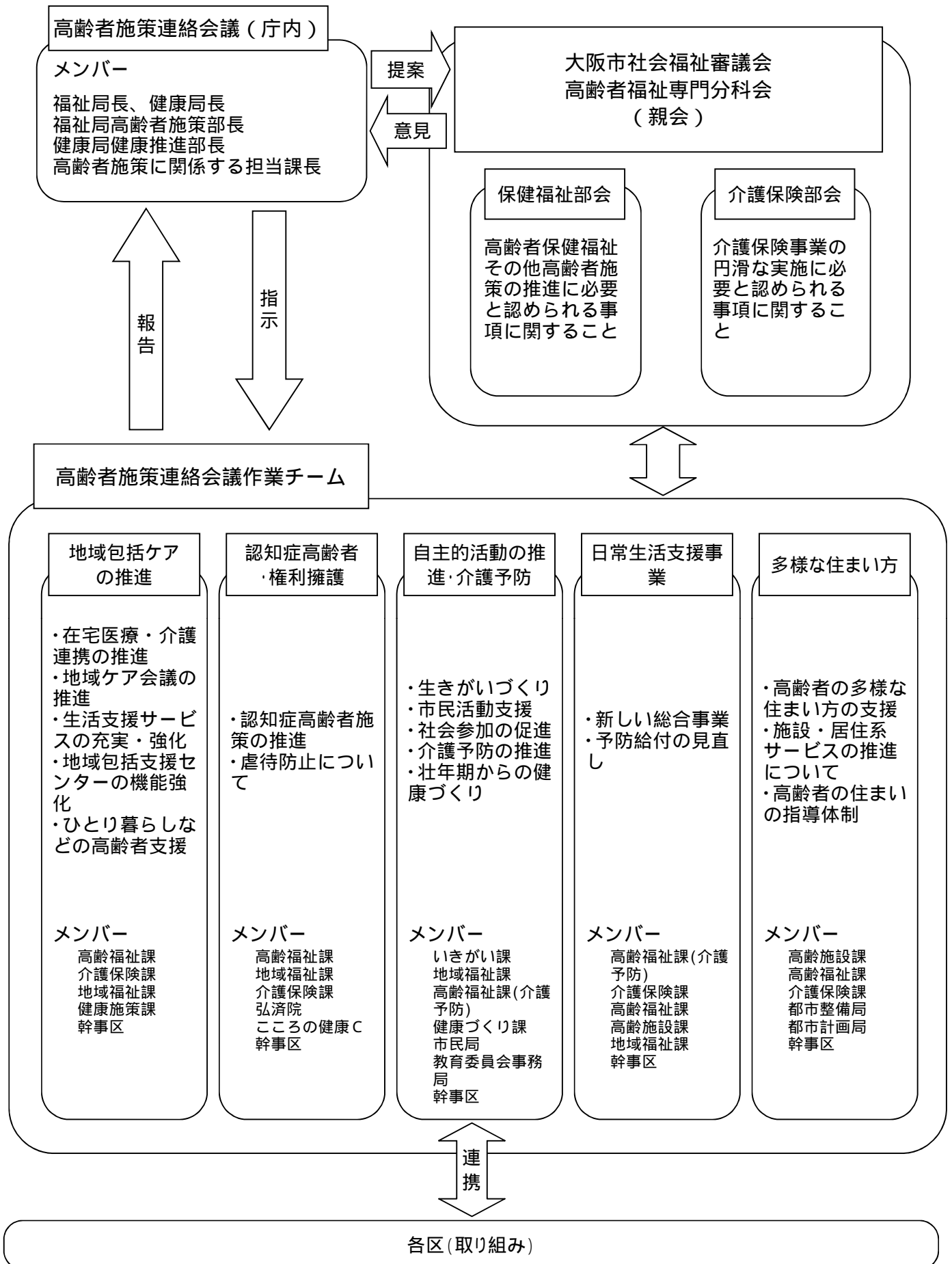
平成26年1月

大阪市 福祉局 高齢福祉課
介護保険課

「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」策定スケジュール(案)

時期	会議等	内容
平成26年1月23日	保健福祉部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実態調査結果報告(単純集計・速報版) ・ 計画の枠組み、課題整理
1月28日	介護保険部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実態調査結果報告(単純集計・速報版) ・ 計画の枠組み、課題整理
3月31日	高齢者福祉専門分科会 (親会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実態調査結果報告 ・ 計画の枠組み、課題整理
3～7月	各作業チーム会議(庁内)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画(素案)に向けた検討
4月	施策連絡会議(庁内)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実態調査結果報告 ・ 計画(素案)の枠組み
6～7月	保健福祉部会 介護保険部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画素案(総論・重点課題の検討)
8～9月	保健福祉部会 介護保険部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画素案(具体的取組みの検討) ・ 計画目標数値の見込み
9～10月	高齢者福祉専門分科会 (親会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画素案の検討
10月	施策連絡会議(庁内)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画素案の検討
11月	高齢者福祉専門分科会 (親会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画素案の策定 ・ パブリック・コメント実施について
11末～12月	パブリック・コメント	
平成27年1～2月		(国)介護保険制度改正の詳細内容の提示
2月	保健福祉部会 介護保険部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリック・コメント結果報告 ・ 計画案の検討 ・ 介護保険給付にかかる費用見込みの算出、保険料の算出
3月	高齢者福祉専門分科会 (親会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画案の策定
2～3月		(府・国)協議
	大阪市会(予算市会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画確定
3月末	プレス発表、議員回り	
4月1日	計画公表(ホームページ等)	

次期「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」策定体制(案)



次期大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の枠組み(イメージ図)(案)

計画期間 平成27年度～29年度

【高齢者を取り巻く現状】

(高齢化の現状)

- ・推計人口 平成25年 高齢者人口 643,232人(24.0%)
(前回計画策定時 平成23年 22.6%)
- ・国勢調査 平成22年 ひとり暮らし高齢者 41.1%
高年齢夫婦世帯 25.5%
- ・認知症高齢者 平成25年11月末 60,534人
(前回計画策定時 平成23年54,736人)

(実態調査結果)

(全国的な動向・背景)

- ・大阪府保健医療計画(平成25年度～29年度)
- ・「認知症施策推進5カ年計画(オレンジプラン)」(平成24年9月)
- ・「<地域包括ケア研究会>地域包括ケアシステムの構築における今後の検討のための論点」(平成25年3月)
- ・第6期介護保険事業(支援)計画の策定準備及び地域支援事業の見直しに係る会議資料(平成22年10月)
- ・社会保障審議会介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」(平成25年12月)
- ・「介護支援専門員(ケアマネジャー)の資質向上と今後のあり方に関する検討会」(平成25年1月)

【整合性を図る他の計画】

計画の策定にあたっては、本市の各種計画との整合性を保ったものとする

- ・大阪市総合計画(2006年～2015年)
- ・大阪市地域福祉推進指針
- ・大阪市障がい者支援計画
- ・大阪市健康増進計画「すこやか大阪21(第2次)」
- ・大阪市外国籍住民施策基本方針
- ・大阪市男女共同参画基本計画(改訂)
- ・生涯学習大阪計画
- ・大阪市生涯スポーツ振興計画
- ・第2次大阪市食育推進計画
- ・大阪市地域防災計画
- etc.

【高齢者施策の基本的な考え方】

高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で自立した生活を安心して営み、長寿化した人生を健康でいきいきと豊かに尊厳をもって暮らすことのできる社会の実現を目指す
基本方針

- (1)健康でいきいきとした豊かな生活の実現
- (2)個々人の意思を尊重した生活の実現
- (3)安全で快適な生活環境の実現
- (4)利用者本位のサービス提供の実現

【現行計画(H24～26)における重点的な課題と取り組み】

1 高齢者の地域包括ケアの推進

ア 地域包括支援センターの充実

・地域包括支援センターの充実・強化を図り、増設を推進。

イ 地域における住民相互の見守りネットワークの充実と生活支援サービス

・ひとり暮らし高齢者等支援のため、地域ネットワーク委員会等による取組みを推進し、保健・医療・福祉ネットワーク推進員の活性化を図る。

・災害時要援護者を支援する仕組みを充実させるための方策を検討。

ウ 高齢者の地域生活を支えるための保健・医療・福祉の連携

・地域包括支援センターにおいて地区医師会等関係機関との連携協働に向け、医療・介護関係者への働きかけを推進。

・難病や在宅緩和ケア等のため訪問看護ステーションや医療機関を中心に在宅療養支援。

・介護保険施設等における健康管理や緊急時対応、看取りのため、医療・介護が連携し適切なサービスが提供される体制づくりに努める。

2 認知症高齢者支援と高齢者の権利擁護施策の推進

(1)認知症高齢者支援

ア 認知症になっても安心して暮らせるまちづくり

・地域社会全体が認知症に関する知識や理解を深めるため啓発活動を推進。

・「認知症サポーター」を平成26年度までに8万人養成し「キャラバンメイト」の活動支援・組織化等推進。

イ 認知症の早期発見、早期対応のしくみづくり

・市民及び専門職に対し様々な啓発を実施し、医療・介護職等の緊密な連携により早期受診、早期診断・治療の仕組みを構築するため、かかりつけ医と地域包括支援センターを中心に多職種連携ネットワークの維持定着・発展に努める。

・サポート医養成、かかりつけ医の啓発、医療機関相互のネットワーク維持定着・発展。

・地域包括支援センター・区・弘済院等の相談機能充実・情報共有・発信機能強化。

・介護保険等サービス提供に努め、認知症ケアにあたる人材を育成。

ウ 認知症にかかるサービスの質の向上

・高齢者と異なる課題がある若年認知症対策を検討。

・弘済院で早期発見・専門医療・合併症医療の提供を行い、困難症例への対応や大阪市立大学医学部等と連携し新しい認知症介護モデル構築に努める。

(2)権利擁護施策の推進

ア 高齢者虐待防止への取組みの充実

・地域住民へ高齢者虐待の知識・理解の普及、啓発や通報窓口の周知。

・関係機関等の情報共有、専門性の向上と連携強化を図る。

・介護家族の介護負担等の軽減を図るため相談や支援を行う。

イ 権利擁護施策や日常生活支援施策の推進

・あんしんさぽーと事業において、相談員による福祉サービスの利用援助や生活支援員による金銭管理等、ニーズに合わせた事業運営を行う。

・市民後見人の養成や活動支援を行い、成年後見制度の担い手の裾野を広げる。

3 市民による自主的活動への支援と介護予防・健康づくり

(1)地域活動への参画支援と高齢者の生きがいづくり

ア 高齢者の経験や知識を活かし地域活動に参画していくための支援

・地域活動参加への仕組みや受け皿づくり、地域の介護・福祉の担い手としての養成を推進。

イ 生きがいづくり支援のための基盤整備

・生涯スポーツや生涯学習を推進するとともにコースに応じた就労機会提供に努める。

・老人福祉センターや老人クラブなどの組織が連携を図り、生きがいづくり活動の機会提供等を行う。

(2)ボランティア・NPO等の市民活動支援

ア ボランティア・NPO等の市民活動支援と協働

・情報発信や相談業務を実施するとともに各種基金を活用して団体の活動を助成。

イ 高齢者によるボランティア活動の推進

・ボランティア講師として高齢者を生涯学習インストラクター・バンクに登録し、指導者層の充実を図る。

(3)介護予防・健康づくり

介護予防事業

ア 「はつらつシニア」(旧特定高齢者)への支援

・地域特性に応じた介護予防活動実践ができるよう研修や実地指導等を通じ支援。

・地域の関係機関や、健康づくり関連自主グループ等と連携を図り事業を推進。

イ すべての高齢者への支援

・検診の受診勧奨、正しい知識の普及啓発、健康づくりの活動グループの育成支援。

健康づくり

ア 生活習慣病の予防

・特定健康診査受診率向上、健康講座等開催や訪問指導事業等による個別支援。

イ がんの早期発見

・広報や普及啓発、健康教育や健康講座開催等、受診率向上に取組む。

4 高齢者の多様な住まい方の支援

ア 多様な住まい方の支援

・見守り支援や介護保険サービスの提供等住まいに応じた生活支援体制を構築。

・大阪市立住まい情報センターで住宅相談を含めた情報提供を行う。

イ 高齢者の居住の安定に向けた支援

・「市営住宅」高齢者世帯向け住宅の入居者募集等、高齢化対応を推進。

・「民間住宅」大阪あんしん賃貸支援事業の実施、高齢者の民間賃貸住宅への入居支援。

・身体機能の低下に対応するため住宅改修に対する支援を行う。

ウ 施設・居住系サービスの推進

介護老人福祉施設(地域密着型を含む特別養護老人ホーム)

・社会福祉法人に整備補助を行い施設整備を進める。在宅に近い環境で生活ができるよう、個室・ユニット型での整備を行う。地域密着型介護老人福祉施設はサテライト型を基本に整備。

介護老人保健施設

・個室・ユニット型施設整備を基本とするが従来型の整備(改修含む)も可能とする。

介護療養型医療施設

・介護療養病床転換期限が平成23年度末から6年間延長。新設は認めない。

認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)

・事業者参入促進に努める。

特定施設入居者生活介護(地域密着型を含む有料老人ホームなど)

・特定施設入居者生活介護サービス目標量拡大、新規参入促進と指定・指導を行う。

【次期計画における重点的な課題と取組み】

【地域包括ケアシステムの構築】

2025年に向け、重度な要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの実現に向け必要な施策を進める。

- 1. 高齢者の地域包括ケアの推進
在宅医療・介護連携の推進
地域ケア会議の推進
生活支援サービスの充実・強化
地域包括支援センターの機能強化
ひとり暮らしなどの高齢者支援
- 2. 認知症高齢者支援と権利擁護施策の推進
認知症高齢者支援
権利擁護施策の推進
- 3. 自主的活動の推進・介護予防
生きがいづくり
市民活動支援
社会参加の促進
介護予防の推進
壮年期からの健康づくり
- 4. 高齢者の多様な住まい方の支援
多様な住まい方の支援
施設・居住系サービスの推進について
高齢者の住まいの指導体制

【国の動向(介護保険制度に見直しに関する意見)】

地域包括ケアシステムの構築

- 【サービスの充実】
地域支援事業の充実
在宅医療・介護連携の推進
認知症施策の推進
地域ケア会議の推進
生活支援サービスの充実・強化

- 【重点化・効率化】
予防給付(訪問介護・通所介護)の多様化
特養入所を、原則、要介護3以上に限定

費用負担の公平化

- 【低所得者の保険料軽減の拡
低所得者の保険料の軽減割合を拡大

- 【重点化・効率化】
一定以上所得のある利用者の自己負担を
引上げ
「補足給付」の要件に資産などを追加

第6期 介護保険事業計画の策定について

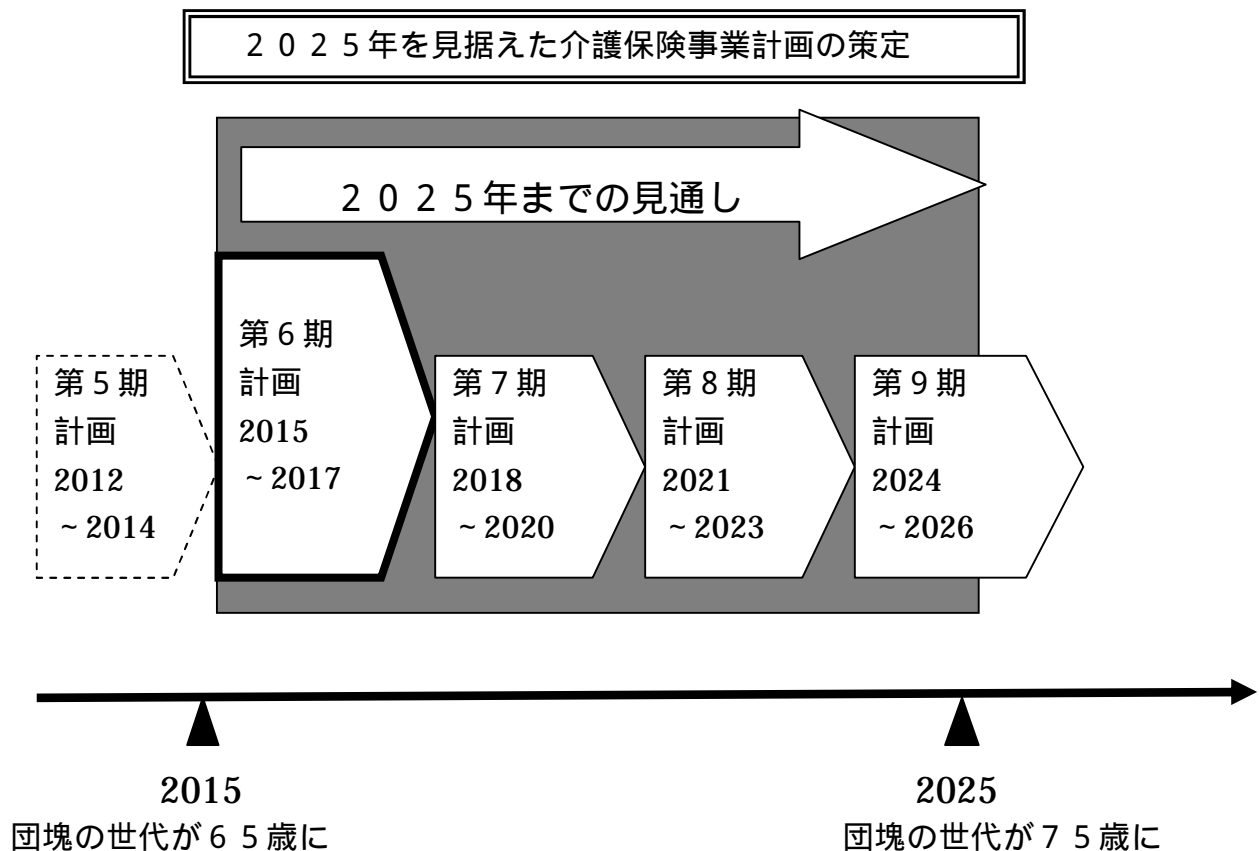
第6期計画については、現時点における国の考え方を基に策定準備を進め、国からの基本指針が示された時点で必要な修正を加えることとする。

1. 第6期計画策定に関する基本的な考え方

第5期計画では、高齢者が地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムを構築するために必要となる、認知症支援対策の充実、医療との連携、高齢者の居住にかかる施策との連携、高齢者の居住にかかる施策との連携、生活支援サービスの充実など、日常生活圏域ごとのニーズを踏まえ計画を策定した。

第6期計画以降の計画は、2025年に向け「地域包括ケア計画」として、第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、在宅医療と介護との連携等の取り組みを本格化していく

2025年までの中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計して、中長期的な視野に立った施策の展開を図る。



2. 第5期計画時のサービス見込み量推計の流れ

高齢者数の将来推計

男女別・年齢階級別に平成26年度までの高齢者人口を算出

要介護認定者数(自然体)の算出

で算出した性別・年齢階級別人口に、別途推計した認定率を乗じて、要介護度別・男女別・年齢階級別認定者数を算出。

介護予防の実施を踏まえた要介護認定者数の算出

で算出した要介護認定者数を基に、介護予防事業及び介護予防給付の実施効果については、すでに含まれているものとして要介護認定者数を推計する。

施設・居住系サービスの利用者数の見込み

平成23年度の施設の整備状況及び施設利用者数、高齢者実態調査の結果における利用意向などを踏まえるととも、施設の整備目標数に稼働率等を考慮し推計する。

また、介護保険3施設及の利用者全体のうち要介護4及び要介護度5を占める割合を70%以上とし推計する。

なお、介護療養型医療施設の利用者数については、大阪府が実施した療養病床転換意向アンケート調査を基に推計する。

標準的居宅サービスの受給対象者数の算出

で算出した要介護認定者数から の施設・居住系サービス利用者数の見込みを減じて、標準的居宅サービスの受給対象者数(1)を算出する。

〔 1 標準的居宅(介護予防)サービス及び標準的地域密着型(介護予防)サービスのうちいずれか1種類以上のサービスを受給する可能性がある者の数 〕

標準的居宅サービスの受給者数の推計

で算出した標準的居宅サービスの受給対象者数に、別途推計した受給率(2)を乗じることにより、標準的居宅サービスの実際の受給者数を推計する。

〔 2 標準的居宅サービス受給対象者のうち、何らかの標準的居宅サービスを利用する者の割合 〕

各サービス給付見込み量の算出

で算出した標準的居宅サービス受給者数をベースに、個々のサービス別に、利用率(3)及び1人あたり利用回数・日数等を実績に基づき推計することで、サービスごとの見込み量を算出する。

〔 3 標準的居宅サービス受給者が個々の種類のサービスを利用する割合 〕